

歩道橋ネーミングライツ・パートナーシップ提案制度 募集要領

桑名市では、道路施設の持続可能な維持管理を行うとともに、企業様の地域貢献の場としてご活用いただくことを目的として、歩道橋ネーミングライツ・パートナーを募集します。

◆ 提案できる方

提案内容を自ら実施する意思及び能力を有する民間企業、NPO法人等の法人又は任意団体 等（※個人は除く）

◆ 対象施設

市が所有する歩道橋（2橋）

※主桁部分に、企業名等の名称を標示することができます。

※対象となる歩道橋の状況により、変更となる場合があります。

◆ 提案期間

通年

◆ 提案方法

事前に協議・対話のうえ政策創造課へ提出

令和7年4月 改訂

桑名市



本制度に関する問合せ先

〒511-8601 桑名市中央町二丁目37番地

桑名市役所 市長公室 政策創造課

電話 0594-24-1129

メール seisakum@city.kuwana.lg.jp

1.趣 旨

本市では新たな財源を確保するとともに、民間企業等とのパートナーシップにより市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、「歩道橋ネーミングライツ・パートナーシップ提案制度」を実施しています。

2.募集する提案

「ネーミングライツ（命名権）」に加えて、「役務の提供（地域貢献、市民サービスの向上に資するもの）」等、実現可能な提案を幅広く募集します。

ネーミングライツ（命名権）とは・・・

市の施設に企業名・商品名などを冠した愛称（名称）を付与し、名称として使用することで当該企業等から市が対価などを得て、施設の良好な管理運営に役立てるものです。

契約締結後、市ではその愛称を積極的に使用しますが、条例上の施設名称（正式名称）は変更しません。なお、愛称決定後も条例上の名称を併記させていただくことがあります。

◆ネーミングライツ導入のメリット◆

①PR効果

歩道橋に愛称（パートナー名・商品名等）を標示することにより、市が行う周知・広報活動や、メディアによる報道等を通じて、幅広いPRが期待できます。

②イメージアップ効果

地域貢献企業として、企業ブランドや商品価値のイメージアップに繋がります。

3.提案できる方

提案内容を自ら実施する意思及び能力を有する民間企業、NPO法人等の法人又は任意団体等が提案することができます（※個人は除く）。ただし、次に掲げる団体は提案できません。

- （１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者
- （２）応募書類提出時に桑名市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けている者
- （３）桑名市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している者
- （４）桑名市暴力団排除条例に規定する排除の対象となる法人等に該当する者
- （５）政治的・宗教的な関連性や要素がある場合
- （６）地方自治法第９２条の２、第１４２条（同条を準用する場合を含む。）又は第１８０条の５第６項の規定に抵触する者
- （７）公共性・公平性に問題がある等、その他、桑名市が連携を行うにあたりふさわしくないと判断した場合

複数企業等から１つの提案をいただくことも「可」としますが、その際は代表企業等を設定して、責任の所在を明確にしたうえでご提案ください。

4.提案金額、契約期間

◆ 提案金額

歩道橋１橋あたり、原則２０万円以上／年とします。

※歩道橋を活用した地域貢献活動等の役務の提供の提案も同時に受け付けます。なお、役務の提供の内容についても審査の対象とします。

◆ 契約期間

原則３年以上５年以内として、提案をしてください。

※ネーミングライツ期間の始期は、市民への周知期間や導入準備に要する期間を踏まえて協議により決定します。

5.提案の条件

(1) 歩道橋ネーミングライツの提案

- ①『親しみやすさ』や『呼びやすさ』等、市民等の理解を得られるような愛称としてください。
 - ②桑名市広告掲載要綱第4条及び桑名市広告掲載基準第5条ならびに第6条に該当しない愛称としてください。
 - ③愛称の標示方法が三重県屋外広告物条例及び道路交通法に抵触するものは不可とします。
 - ④契約期間中は特別な場合を除き、愛称の変更はできません。
 - ⑤愛称は商標権等の侵害とならないよう、事前にご確認ください。
 - ⑥社会通念上、愛称として標示することが適当でないと認められるものは、命名できません。
- ※ネーミングライツのみ提案をしていただくことも可能です。

(2) 役務の提供の提案

歩道橋を活用し、地域貢献や市民サービスの向上に資する役務の提供等を想定しています。

※地域貢献活動については、毎年度末に実績を報告していただきます。なお、ご報告いただいた活動について、市のホームページ等でご紹介することがあります。

6.愛称標示の条件

愛称標示に係る条件は次のとおりになります。

- (1) 歩道橋ネーミングライツ・パートナーは、対象となる歩道橋の桁部分に愛称を標示することができます。

使用可能な愛称の例	使用不可能な愛称の例
パートナーの企業名（店舗名、業種名）、商品名	ロゴマーク、標語メッセージ、商標権等を侵害するもの、交通標識と誤認させるような愛称（例：進入禁止マーク、信号の絵、矢印など）

- (2) 標示にあたっての文字の大きさは、1 文字最大で 30 cm角までとします。また、企業のロゴマークは使用不可能です。
- (3) 文字色については単色とします。ただし、蛍光色、反射性のある色は使用できません。
- (4) 愛称は、地名等の「歩道橋」又は「ブリッジ」を含むものとします。なお、地名等は桑名市が地元関係者と調整のうえ決定します。ただし、企業名等の中に地域名称を含むなど地域が特定できる場合は地名等を省略する場合があります。
(例：「○○○(地名等)歩道橋」、「(地名等)○○○歩道橋」等。○○○の部分をご提案してください。波線の部分は桑名市が決定します。)
- (5) 愛称の標示面積は、すでに歩道橋に標示してある「歩道橋」の標示を含めて（地点名標示は含みません）全体で 10 m²（三重県屋外広告物条例（昭和 41 年三重県条例第 45 号）までとします。
- (6) 提案された愛称（文字フォント、文字色等を含む）は、桑名市が交通管理者等と協議し、提案者と調整の上、「10. 企画提案の選定方法（審査の流れ）」で定める選定手続きを経た上で決定します。必要に応じて愛称の再提案を求める場合がありますので、ご了承ください。
- (7) 契約期間内の愛称変更は原則として出来ません。ただし、名称変更の必要性について特段の理由がある場合は、この限りではありません。
- (8) 歩道橋の形状や信号・標識の添加状況等により、標示可能な位置が限られる場合があります。また、愛称の設置により信号・標識等を移動することはできません。

【標示できる愛称（イメージ）】

(株)○○○○

(地名等)
△△歩道橋

- ・ 企業名（店舗名・業種名）、商品名が標示可
- ・ 単色（蛍光色、反射色は不可）
- ・ 1 文字 30 cm角まで

7.提案の対象とする歩道橋

番号	歩道橋名	路線名	場所
1	日物谷1号線歩道橋	上之輪嘉例川線～東南町福島線	桑名市播磨
2	太夫歩道橋	桑名中央線	桑名市太夫

※1者が複数の歩道橋に提案することもできます。

8.事前協議・対話

提案づくりのサポートとして、事前協議・対話を行います。提案を希望される方は、提案書を提出する前に必ず本市との事前協議・対話を行ってください。なお、遠方等の事情で直接来庁が困難な場合は、政策創造課までご相談ください。

9.提案書の受付

（1）提出書類

次の必要書類を1部ずつ揃えて提出してください。書類はすべて原則A4サイズで作成をお願いします。

◆ 提出書類

- ①桑名市公民連携歩道橋ネーミングライツ・パートナーシップ提案書
- ②その他提案の内容が分かる参考資料
- ③会社概要が分かる書類（役員名簿を含む）
- ④収支決算が分かる書類（直近3ヶ年分）
- ⑤市税、国税の未納税額がないことの証明書（市税の完納証明書及び国税の納税証明書）
- ⑥登記事項証明書または代表者の身分証明書

※⑤及び⑥は、提出日から3ヶ月以内に発行された証明書をご提出ください。

※桑名市の入札参加資格者名簿に登録された方がご提案いただく場合、⑤及び⑥は不要です。

※複数企業等から1つのご提案をいただく際、提案者それぞれの分をご提出ください。

◆ 提案書様式等のダウンロード

<https://www.city.kuwana.lg.jp/seisaku/shiseijouhou/shisaku/25-74498-208-774.html>

（2）提出方法、提出先

桑名市役所 政策創造課（桑名市中央町二丁目37番地）へご提出してください。

（3）提出期間

通年募集

- ・ 持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く。）
- ・ 郵送の場合は締切日の当日消印有効

《令和 7 年度》

	提出期間
第 1 期	令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 6 月 30 日
第 2 期	令和 7 年 7 月 1 日 ～ 令和 7 年 9 月 30 日
第 3 期	令和 7 年 10 月 1 日 ～ 令和 7 年 12 月 31 日
第 4 期	令和 8 年 1 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日

※土日・祝日・年末年始は休日です。

※愛称標示施工時期の目安は概ね締切日から 4 ヶ月後です。

(4) 注意事項

- ・ご提出いただいた資料は返却できませんのでご了承ください。
- ・提案内容について、必要に応じてヒアリングまたは追加資料の提出をお願いすることがあります。
- ・提案の成立・不成立に関わらず、桑名市は提案及び対話・調整にかかる一切のコスト（事前協議等にかかる人件費・交通費などを含む一切の費用、損害等）の補填や賠償は、いたしません。

10. 企画提案の選定方法（審査の流れ）

歩道橋ネーミングライツ・パートナーの選定は、次のとおり進めます。

(1) 【歩道橋ネーミングライツ・パートナー】事前相談の申し入れ

ネーミングライツの提案を希望される方は、条件などの確認が必要なため、必ず本市と事前協議・対話を行ってください。

(2) 【歩道橋ネーミングライツ・パートナー】提案書の提出

募集要領にあった具体性かつ現実的な提案か、条例等に違反していないかなど、提案を受け付けるか否かを判定します。

※提案を受け付け不可と判断した場合は、提案者へ郵送で通知します。

(3) 【桑名市】公民連携提案審査委員会（内部審査）

提案内容について、市が設置する「公民連携提案審査委員会」に報告し、提案金額や契約年数、希望する愛称などについて審査を行います。

※審査結果は採用・不採用に関わらず、すべての提案者に郵送で通知します。

※複数企業から提案があり、その提案の市の受け入れ枠が 1 つである場合は、採点方式による審査のうえ、採用候補を 1 者に絞ります。

※提案者（代理可）にプレゼンテーションをお願いする場合がありますが、都合により出席できない場合はこの限りではありません。

(4) 【桑名市】関係者及び市民からの意見募集（パブリックコメント）

提案のあった歩道橋へのネーミングライツの導入について、地元関係者から意見聴取を行います。ここで得られた意見は、次の（5）において報告されます。

(5) 【桑名市】外部有識者等からの意見聴取

公平性、透明性及び客観性を担保するため、学識経験者等からネーミングライツ導入に対する意見聴取を行います。

(6) 【桑名市】歩道橋ネーミングライツ・パートナーの決定

前項の過程を踏まえ、ネーミングライツ導入の可否を最終決定します。なお、選定にあたっては条件を付す場合があります。

また、提案金額等の条件が本市の希望と合致しなかったり、ネーミングライツ・パートナーとして不適格と判断したりした場合には、契約を締結しないことがあります。この場合、公募に切り替えることもあります。

11.類似提案が複数者から提出された場合

複数企業から提案が提出された場合は、採点方式により審査を行います。審査における評価項目と配点は次のとおりです。

①採点（B）は、小項目ごとに5段階で評価する。

・非常に良い：5点、良い：4点、普通：3点、あまり良くない：2点、良くない：1点

②得点は、次項の算式による。

・得点率（A）×採点（B）＝得点（A×B）

審査項目		配点	得点率 (A)	採点 (B)	得点 (A×B)
歳入確保	提案金額	70			70 ※採点方法は下記参照
	経営の安定性 (信頼性・事業継続性)	10	2	5	10
役務の提供	市民サービス向上・社会貢献 ・企画提案内容	20	4	5	20
合計点数		100			100

(※) …提案金額の採点方法

- ・提案者が2者以上の場合（最も高い提案者の金額：a円 提案者の金額：b円）
 $b/a \times 70$ 点 ※小数点以下切捨て
- ・得点が高点となった場合
 後日、提案者でくじ引きを行い1者に決定します。

12.審査結果の通知と公表

(1) 検討結果の通知

提案に対する審査結果は、応募していただいたすべての提案者に郵送で通知します。

(2) 提案と審査結果の公表

審査により選定された提案については、市のホームページ及び広報にて公表します。

13.契約の締結

提案をいただいた歩道橋ネーミングライツを実施するにあたり、所管部署において必要な調整や契約手続等を行います。

※愛称の標示や役務の提供等の開始は、調整や契約手続きが整い次第、順次導入していただくこととします。

※事業の実施に当たっては、関係法令に従い適正に行ってください。

※契約期間満了後は、次回契約に関して優先的に交渉することができます。

14. ネーミングライツに伴う費用負担

以下の費用に関しては、歩道橋ネーミングライツ・パートナーの負担とします。

内容	費用負担者
提案及び契約締結に係る諸費用	ネーミングライツ・パートナー
愛称の標示費用	
原状回復に係る費用	

- (1) 愛称を標示する工事（作業）に際しては、公共施設という性質上、安全確保を確実に取れる方法で行うとともに、その方法については事前に市へ報告のうえ承認を得るものとします。また、標示場所や方法などについては、市の方針を遵守してください。
- (2) 愛称の標示は「道路標識設置工事の資格を有する業者」かつ「屋外広告業の登録を受けている業者」のみを施工可能とします。
- (3) 歩道橋への愛称標示及び契約終了時の愛称消去は、パートナーが道路法（昭和27年法律第180号）第24条の承認を受け、施工していただくことになります。
- なお、愛称標示にかかる費用は、一般的な歩道橋（I字型両面標示）で概ね40～45万円程度と想定されます。ただし、歩道橋の形状、大きさ、塗装の状態、その他社会情勢等により、高額になる可能性があります。

15.留意事項

(1) 契約の解除

- 歩道橋ネーミングライツ・パートナーの事情、違法行為等により、当該歩道橋の愛称の維持が困難な場合は、契約を解除することがあります。その場合、原状回復に必要な費用は、歩道橋ネーミングライツ・パートナーの負担とします。
- ネーミングライツ等の契約（提案）期間内であっても、歩道橋を撤去等することとなった場合は、事業の契約を取り消すことがあります。この場合において、当該指定の取り消しによって生じた損害について、本市はその賠償の責めを負わないものとし、当該事業の取り消しを受けた施設について速やかに原状に復して明け渡していただくこととします。

(2) その他

- 情報公開請求があった場合には、「桑名市情報公開条例」に基づき対応します。
- 提案書に虚偽の記載があった場合には、失格となる場合があります。
- いただいたご質問に対する回答は、必要に応じて順次市のホームページ上で公開します。

16.主な歩道橋のネーミングライツ導入実績

導入箇所	施設等の愛称名	金額
陽だまりの丘中央歩道橋	ダ イハス陽だまりの丘中央歩道橋	20万円/年（3年間）
陽だまりの丘歩道橋	イー ックス株式会社陽だまりの丘歩道橋	20万円/年（5年間）

※施設等ネーミングライツの実績は別紙募集要項をご覧ください。

17.参考資料

【桑名市広告掲載要綱】

(広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治活動又は宗教活動等に係るものと認められるもの
- (4) 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
- (5) 個人の氏名を広告するもの
- (6) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (8) その他、広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別途定める。

【参考】桑名市広告掲載基準

(規制業種又は事業者)

第5条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) 公営を除くギャンブルに係るもの
- (6) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (8) 占い、運勢判断に関するもの
- (9) 興信所、探偵事務所等
- (10) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (11) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
例：廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく市長の許可を取得せず、違法に廃棄物の処理を行うもの(不用品を買い取る又は無料で引き取るとしている場合において、別途輸送費・作業代などを要求し、実質的に処理料金を徴収するものも該当する。)等
- (12) 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)による再生・更生手続中の事業者
- (13) 各種法令に違反しているもの
- (14) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

(掲載基準)

第6条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
 - ク 社会的に不適切なもの
 - ケ 国内世論が大きく分かれているもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 誇大な表現(誇大広告)及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
根拠のない表示や誤認を招くような表現
例：世界一、一番安い 等(掲載に際しては、根拠となる資料を要する。)

イ 射幸心を著しくあおる表現

例：今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）等

ウ 人材募集広告については労働基準法（昭和22年法律第49号）等関係法令を遵守していないもの

エ 虚偽の内容を表示するもの

オ 法令等で認められていない業種・商法・商品

カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

キ 責任の所在が明確でないもの

ク 広告の内容が明確でないもの

ケ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

（３） 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの

ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。

イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現

ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現

エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

オ 公営を除くギャンブル等を肯定するもの

カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの